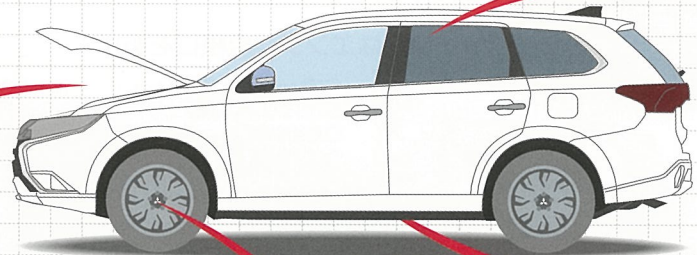


三菱自動車の車検整備は、グループ独自の資格制度で認定され、三菱自動車の車を知り尽くしたサービススタッフが、お客様に安心してお車にお乗りいただくために、責任を持って点検・整備を実施いたします。

※車種により点検項目が異なる場合があります。

点検項目 【法定24ヶ月点検】



エンジン・ルーム点検



- パワーステアリングベルトの緩み、損傷
- パワーステアリングのオイルのもれ、量
- パワーステアリングの取付けの緩み



- バッテリーのターミナル部の緩み、腐食
- 電気配線の接続部の緩み、損傷



- 燃料もれ



- スパークプラグの状態
(白金プラグ・イリジウムプラグは点検不要)
- 点火時期(無調整式は点検不要)
- ディストリビュータのキャップの状態
(ディストリビュータ無しは点検不要)



- ファンベルトの緩み、損傷
- 冷却水のもれ



- エアクリーナエレメントの汚れ、詰まり



- メーターリングバルブの状態
(ディーゼル車は点検不要)
- プロバイガス還元装置の配管の損傷



- 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷
- 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェックバルブの機能
- チャコールキャニスタの詰まり、損傷
(上記3項目の点検はディーゼル車は不要)
- 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩み、損傷
- 二次空気供給装置の機能
- 排気ガス再循環装置の機能
- 減速時排気ガス減少装置の機能
- 一酸化炭素等発散防止の配管の損傷、取付け状態



- 排気ガスの状態
(排気ガスの色、CO、HCの濃度)
- 排気インジェクタの点検および清掃
(排気インジェクタ装着車のみ)

足回り点検



- ホイールアライメント
- ブレーキのマスターシリンダー、ホイールシリンダー、ディスク、キャリパの機能、摩耗、損傷
- ブレーキのマスターシリンダー、ホイールシリンダー、ディスク、キャリパの液もれ



- ブレーキドラムとライニングとのすき間
- ブレーキシューの摺動部分、ライニングの摩耗
- ブレーキドラムの摩耗、損傷
- ブレーキディスクとパッドとのすき間
- ブレーキパッドの摩耗
- ブレーキディスクの摩耗、損傷



- タイヤの状態
(空気圧、亀裂、損傷、異状な摩耗、溝の深さ、スベアタイヤの空気圧)
- ホイールのボルト、ナットの緩み
- フロントホイールベアリングのがた
- リヤホイールベアリングのがた



- サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷
- ショックアブソーバの損傷、オイルのもれ

室内点検



- ハンドルの操作具合
(ハンドルの遊び、がた)



- ブレーキペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間
- ブレーキのきき具合
- クラッチペダルの遊び、切れたときの床板とのすき間
(オートマチック車は点検不要)



- パーキングブレーキレバー(ペダル)の引きしろ(遊び)
- パーキングブレーキのきき具合

下回り点検



- ステアリング・ギヤボックスの取付けの緩み
- ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダストブーツの亀裂・損傷
- ステアリングのロッド、アーム類の緩み、がた、損傷
- ブレーキホース、パイプのもれ、損傷、取付け状態



- トランスミッション、トランスファのオイルのもれ、量
- プロペラシャフト、ドライブシャフトの連結部の緩み
(ドライブシャフトの継手部一体型は点検不要)
- ドライブシャフトのユニバーサルジョイント部のダストブーツの亀裂、損傷



- デファレンシャルのオイルのもれ、量



- エンジンオイルのもれ



- エキゾーストパイプ、マフラーの取付けの緩み、損傷
(熱害防止装置の遮熱板の取付けの緩み、損傷)
- マフラーの機能

外回り点検



- フレーム、ボディの緩み、損傷

凡例

- 法令で定められた点検項目
- 法令で定められた点検項目ですが、登録した日または前回定期点検整備を行った日から走行距離が年間5,000km以下の場合、点検整備を省略できることがあります。(連続して2回の省略は不可)
- 三菱自動車指定するメーカー指定点検項目

車検整備料金以外に車検時にご用意いただくもの

- ① 自動車車検証
- ② 自動車損害賠償責任保険証明書
- ③ メンテナンスノート
- ④ 法定費用
- ⑤ 自動車納税証明書*
- ⑥ 印鑑*

*不要の場合があります。販売スタッフにおたずね下さい。

定期的に交換が必要な部品について

油脂類やフィルタなどは、走行距離または期間により性能が低下(劣化)していきますが、外観では劣化の判断が難しいため、走行距離または期間により定期的な交換を指定しています。また、法定点検項目とは別に、特別な機構についても定期的な点検整備を三菱自動車が指定しています。いずれも、お客様のお車の状態にあわせ、適切にご提案を致します。

三菱自動車整備保証制度

定期点検整備を実施した箇所、その整備作業が原因で生じた不具合については、発行する整備保証書等に基づき、該当整備完了後6ヶ月、または10,000km走行のいずれか早い時点まで点検整備を実施したサービス工場にて再整備を実施いたします。詳しくはメンテナンスノートをご覧ください。